

第50回衆議院議員総選挙及び 第26回最高裁判所裁判官国民審査

投票日は10月27日(日)です

選挙できる人

今回の選挙において陸別町で投票することが出来るのは、平成18年10月28日以前に生まれた方のうち、令和6年7月14日以前から陸別町に住民登録及び居住されている方です。(注意：令和6年7月15日以降に転入された方は、前の住所地で投票することになります。)

代理投票

字が書けなくても投票ができます
「目が悪くて…」、「手が不自由で…」という方のために代理投票の制度があります。代理投票を希望される方は投票所の係員に申し出て下さい。代理人が、あなたの投票したい候補者の氏名を代わりに記載します。秘密は守られますから安心して投票所にお越し下さい。

投票順序は・・・

- 3つの投票が実施されます。
投票の順序は次のとおりです。
- ①衆議院小選挙区選出議員選挙
 - ②衆議院比例代表選出議員選挙
 - ③最高裁判所裁判官国民審査

入場券

入場券を紛失したり忘れた場合でも投票できます。当日、受付の係員に再交付を申し出て下さい。
なお、入場券は世帯全員分が世帯主あてに送付されます。(10月15日配達予定)

期日前投票及び不在者投票をご活用下さい！

◇投票日に仕事、旅行、外出等により投票所において投票できない方は、投票日前でも投票することができます。投票期間等は下記のとおりです。

期 間：10月16日(水)～10月26日(土)

時 間：午前8時30分～午後8時00分

場 所：役場1階 第1会議室

※期日前投票には、入場券が必要です。

※投票日当日に病院等に入院している方は、投票日前に病院等で不在者投票を行うことができます。詳しくは、病院等又は選挙管理委員会までお問い合わせください。

※また、身体に重度の障害があり、投票所に行くことができない人のために、自宅等において投票することができる「郵便による不在者投票」の制度があります。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

第50回衆議院議員総選挙及び 第26回最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票及び不在者投票時間

期間：10月16日（水）から26日（土）まで
〔※国民審査も、10月16日（水）から可能です〕
〔※19日（土）、20日（日）も開場しています〕

場所：役場1階（第1会議室）

時間：午前8時30分から午後8時まで

投票日（10月27日）の投票時間

①役場（第1投票所）で投票する方

時間：午前7時から午後7時まで

②役場以外の場所（第2～5投票所）

で投票する方

時間：午前8時から午後5時まで

※自分の投票場所は「入場券」をご確認ください